



交通事故の場合でも

国保で治療が受けられます

～必ず国保の窓口へ届出をしてください～

国保に加入している人が、交通事故などで第三者(他人)から傷害を受けた場合でも、国保の保険証で医療機関等にかかることができます。ただし、その場合は、**必ず国保の窓口への届け出が必要です。**

交通事故(人身事故)の場合、医療費は加害者が負担するのが原則です。国保の加入者(被害者)は、保険証を使うことでいったん国保が医療費を立て替えることになりますので、後日、国保が加害者に請求することになるのです。

手続きに必要なもの

- 交通事故証明書
- 「第三者の行為による被害届」一式
(国保年金係に用意してあります)
- 印かん
- 国民健康保険証



※国保に相談なく示談を済ませてしまうと、国保が使えなくなる場合があります。



国民年金保険料の納付は 口座振替納付がおトクです

国民年金保険料は口座振替で納付することができます。自動的に引き落とされるので、納付のたびに金融機関などに行く必要がありません。便利・安心・確実の口座振替をおすすめします。



【納付方法】

①毎月納付(翌月末振替)	毎月末日に前月分の保険料を振り替える方法
②毎月納付(当月末振替)	毎月末日に当月分の保険料を振り替える方法 ⇒月々 50 円の割引があります
③1年前納	12 か月分(4月から翌年3月分)の保険料をまとめて前納する方法 ⇒割引があります
④半年前納	6 か月分(4月から9月分・10月から翌年3月分)の保険料をまとめて前納する方法 ⇒割引があります

◇1年前納・半年前納の申し込みは2月28日(月)までです。

◇口座振替は各金融機関の窓口・年金事務所・役場保険課国保年金係で受け付けています。

◇手続きには金融機関届出印が必要になります。

問い合わせ先 役場保険課国保年金係 ☎ 286-3111 内線 121 ～ 123

国民年金に関するお問い合わせは、熊本東年金事務所(☎ 367-8144)でも受け付けています。